

漢代の古官箴 訳注篇（中）

佐藤達郎

前稿に続き、揚雄官箴の訳注を行う。今回取り上げた分には、古文苑のみに残るもののがいくつもあるが、類聚や初学記にも収録されるものに比べ、典故の引用に乏しく、緊張感と具象性に欠ける印象を与える。後人による偽作の可能性も否定はできないであろう。

なお、前稿で挙げた注釈書に加え、新たに張震沢『揚雄集校注』（上海古籍出版社、一九九三年）を挙げておく。比較的詳細な語句の注釈を行っているが、章注に言及せず、全般に論断の典拠が明らかでない。但し難解な語句の解釈に於いて、参考となる所もある。

注釈と訳（続）

太僕箴

肅肅太僕^①、車馬是供、鏘鏘和鸞^②、駕彼時龍^③、昔在上帝、巡狩四（類聚作西）宅^④、王用三驅、前禽是射^⑤、紂作不令、武王征殷、檀車孔夏、四驃孔昕^⑥、僕夫執轡^⑦、載驛載駟^⑧、我輿云安、我馬云（古文苑作惟）閑、雖馳雖驅、匪逸匪怠、昔有淫羿、馳騁忘帰^⑨、景公千駟、而淫于齊^⑩、詩好牡馬、牧于坰（古文苑作駒）野、輦車就牧、而詩人興魯^⑪、廐焚問

人、仲尼厚醜^⑫、孟子蓋患夫麌多肥馬、而野有餓殍（類聚作殆）^⑬、僕臣司駕、敢（類聚作數）告執皂（類聚作帛）。（芸文類聚四十九、初学記十二、古文苑）*類聚は「紂作」悪夫を略

①【肅肅太僕】肅肅は詩・大雅・蒸民「肅肅王命」（鄭箋：肅肅、敬也、言王之政教甚嚴敬也）など。②【鏘鏘和鸞】章注：「車上鈴也。詩、和鸞鏘鏘、左伝、錫鸞和鈴」詩は大雅・蒸民「八鸞鏘鏘」（鄭箋：鏘鏘、鳴声）、左伝は桓二「錫・鸞・和・鈴、昭其声也（杜注：錫在馬額、鸞在鑣、和在衡、鈴在旛、皆有鳴声）」。③【駕彼時龍】章注：「易（乾）、時乘六龍、以御天。王駕太馬、故借用周礼（夏官廋人）、馬八尺為龍」。敢えて周礼を持ち出し、龍を馬の意と強いて解さずとも、六龍に駕して天を駆ける様子を王の壯麗な出行に譬えたものとして、十分意味は通する。④【昔在上帝、巡狩四宅】章注：「謂時巡至于方嶽之下」。鄭氏曰：「按、孟子梁惠王、天子適諸侯曰巡狩、巡狩者、巡所守也。疏、巡狩者、謂巡諸侯為天子所守土也」。四宅は近い例として書・禹貢「九州攸同、四隩既宅」（偽孔伝：四方之宅、已可居）。因みに類聚に従い西宅なら、

して、天命が周に遷つたことを指すだろうが、ここではより遠い上古のことを述べているようである。⑤【王用三驅、前禽是射】章注：「易（比）、王用三驅、失前禽、礼（礼記王制）不合圍也」。⑥【檀車孔夏、四驅孔昕】章注：「大明詩、牧野洋洋、檀車煌煌、駟驥彭彭、涼彼武王、肆伐大商。疏、檀木之兵車、驅、驥馬赤色黑鬣也。檀弓亦言、戎事乘驅、因武王所乘、遂為征伐常法」大明の毛伝によれば驥とは赤色黒鬣の馬のこと、章注の疏引用は訂正を要す。⑦【僕夫執轡】章注：「音條、轡也。詩（小雅・蓼蕭）、條革冲冲」⑧【載驛載駒】鄭氏曰：「按、詩・魯頌・駒、有驛有駒。毛伝、赤黃曰驛。疏、驛為純赤色、言赤黃者、謂赤而微黃。爾雅・积畜、陰白雜毛、駒。疏、陰、淺黑色、毛淺黑而白兼雜毛者名駒…」

⑨【昔有淫羿、馳騁忘帰】章注：「羿好馳騁田獵、即虞箴謂冒于原獸也」。虞箴については本訳注（上）の冒頭を参照。或いは、同じく左伝襄公四年の魏絳の諫言中、羿の信任した寒浞が「その民を愚弄し、羿を田に虞しませ」たとあるのがより近いか。⑩【景公千駒、而淫于齊】章注：「論語（季氏）、斉景公有馬千駒、民無德而称焉」。⑪【詩好牡馬、牧于駢野、輦車就牧、而詩人興魯】章注：「魯頌、駢駢牡馬，在坰之野、又曰、以車彭彭、思無疆、思馬斯藏。此詩贊美魯僖公、雖名為頌、实興也」。

毛伝では坰之野について郊外を野、野外を林、林外を坰とし、鄭箋は、坰野で牧するのは民居と良田を避けるため、とする。但し王先謙によれば、揚雄は魯詩に拠っているので、本来駢（牧馬苑）が正しく、坰に作るのは後人の誤改ではないかという（詩三家義集疏）。とりあえず「人

里を離れた牧場」と訳しておく。⑫【廐焚問人、仲尼厚醜】章注：「醜、類也。問人而不問馬（論語鄉党）、所以重其類也」。⑬【孟子蓋惡夫廐多肥馬、而野有餓殍】孟子梁惠王上「庖有肥肉、廐有肥馬、民有餓色、野有餓莩、此率獸而食人也」。

【訓説】肅肅たる太僕、車馬を是れ供す、鏘鏘たる和讐、彼の時龍に駕射る。紂、不令を作し、武王殷を征するや、檀車孔だ夏にして、四驅孔だ昕かなり、僕夫轡を執り、載ち驛、載ち駒、我が輿、云に安んじ、我が馬、云に閑い、駆すと雖も駆ると雖も、逸するに匪ず愆あるに匪ず。昔、羿淫有り、馳騁して帰るを忘る、景公に千駒あり、齊に淫す。詩は牡馬の、駢野に牧すを好しとし、車を輦きて牧に就けば、詩人魯に興す、廐焚けて人を問うは、仲尼、醜に厚くするなり、孟子、蓋し夫の廐に肥馬多くして野に餓殍あるを悪む。僕臣、駕を司る、敢えて執皂に告ぐ。

【訳】嚴肅なる太僕の職、車馬の供用がそのつとめでござります。くつわや横木を飾る鈴はしゃんしゃんと鳴り響き、その盛容はかの聖人が六龍に駕して天を駆けるが如くであります。そのかみ、天帝の御代には四方の諸侯の地をあまねく巡察し、また王は狩りの囲いの前面を解いて三方から駆り立て、前に逃れる獲物だけを獲ったのでござります。殷の紂王が悪政を行い、武王が殷を征伐した時には、檀木の戦車が盛大に繰り出され、四頭立ての赤馬が出で立ちも鮮やかに居並びました。御者が手綱をとれば、赤馬といい黒馬といい、我が王の車はよく落ち着き、我が王の馬はよく馴らされ、いかに駆り立てようとも道を外れたり失敗した

りすることはありませんでした。しかし一方、むかし夏の淫逸なる羿は狩りに明け暮れ、田野を駆けめぐって朝廷に帰ることを忘れ、また齊の景公は千台の四頭立て馬車を誇りましたが、そのために国を乱しました。詩経には、牡馬が人里を離れた牧場で養われて民生を妨げないことが讚えられ、また僖公が車を率いて牧場に就いたことを、詩経は魯頌にことよせて賞賛しております。厩が火事になり、孔子が馬よりも人の安否を聞いたのは、同じ人類を大事に思ったからであります。孟子は、厩の馬が肥え太る一方で人々が餓えている状態を非難しました。わたくし、お車を掌る僕臣として、敢えて陛下に申し上げます。

廷尉箴

天降五刑、惟夏之績^①、乱茲平民（初学記作人）、不回（類聚作困）不僻（古文苑作辟）^②、昔在蚩尤、爰作淫刑、延于（初学記作於）苗民、夏氏不寧^③、穆王耄荒、甫侯伊謀、五刑訓天、周以阜基（初学記無五刑）阜隆八字^④、厥後陵遲、上帝不孤（古文苑作觚）^⑤、周輕其制、秦繁其辜、五刑紛紛、靡遏靡止、寇賊滿山、刑者半市（古文苑作半道、錢校・道字不合韻、当依初学記作市）^⑥、昔在（古文苑無在字）唐虞象刑、天民是全^⑦、紂作炮烙、墜人（古文苑作民）于（初学記作於）淵^⑧、故有国者、無云何謂、是刖是劓、無云何害、是剥是割（類聚・古文苑作剗、錢校・剗字不合韻、当依初学記作割）^⑨、惟虐惟殺、人其莫泰（古文苑作人莫予奈）、殷以刑顛、秦以酷敗、獄臣司理、敢告執謁。（芸文類聚四十九、初学記十二、古文苑）*類聚は「五刑訓天」・「上帝不孤」、「五刑紛紛」・「于淵」、「惟虐」・「莫泰」を略

①【天降五刑、惟夏之績】章注：「書（皋陶謨）、天討有罪、五刑五用哉、言天設此五刑、而制其輕重、惟夏禹之功、故穆王訓夏贖刑」。鄭氏は更に舜典「五刑有服」とその偽孔伝「五刑、墨・劓・剕・剕・宮・大辟」を挙げるが、ここは文脈上、後の夏の肉刑を非とする箇所と逆の意でなければならない。皮錫瑞によれば舜典（堯典）や皋陶謨に見える唐虞の五刑を肉刑とするのは古文説で、今文説ではそれらを象刑と解するらしく（今文尚書考証）、こここの五刑も後者に沿って理解すべきであろう。

②【乱茲平民、不回不僻】章注：「治亂曰乱。回・僻、皆邪也。僻与僻同」。平民は書・呂刑「蚩尤惟始作乱、延及于平民（偽孔伝）・延及於平善之人」。

③【昔在蚩尤・夏氏不寧】章注：「禹征苗、殄絕其世。見呂刑之書」。呂刑は前注の引用に続く箇所「：苗民弗用靈、制以刑、惟作

五虐之刑曰法、殺戮無辜、爰始淫為劓・刖・椓・黥：」。

④【穆王耄荒】章注：「呂刑、惟呂命、王享国百年、耄荒、度作刑以詰四方。訓天、謂称天以訓刑也。觀其書（呂刑偽孔伝）、可見呂侯後為甫侯、故或称甫刑。礼記（王制）、凡制五刑、必即天諭也」。阜基の用例は他見せず。

⑤【厥後陵遲、上帝不孤】章注：「論語（雍也）、觚不觚。酒器有觚、取其形制之觚稜、因以為名。叔世任情、漫焉無法、猶觚之不觚也。天監在上、亦不觚之矣」。初学記に従い孤なら、顧に通じ（积名・积親族「無父曰孤、孤、顧也」）「かえりみる」。觚に作り天が世を乱しめたとするより、孤に作り天が世を顧みなくなつた、とした方が、詩・大雅・雲漢「上帝不臨」など類似の用例もあり、よりふさわしいのではないか。

⑥【秦繁其辜・刑者半市】章注：「漢刑法志、秦用商鞅、造參夷

之誅、増加肉刑、至於始皇、專任刑罰、姦邪並生、赭衣塞路、天下愁怨、潰而叛之」。⑦【唐虞象刑、天民是全】章注：「書（益稷）、方施象刑惟明。楊子（法言問道篇）、垂拱而視天民之阜」。天民の、揚雄より前の用

例としては礼記・王制「少而無父者謂之孤、老而無子者謂之独、老而無妻者謂之矜、老而無夫者之謂寡、此四者、天民之窮而無告者也、皆有常餼」。⑧【紂作炮烙、墜民于淵】章注：「劉向列女伝、紂為炮烙之法、膏銅柱、加之炭、令有罪使行其上、輒墮炭中」。古文苑では墜民、初学記では墜人に作る。列女伝の如く文字通り罪人を炭中に落としたことを指すなら、もと人に作っていたのを、後に唐の避諱と誤って民に改めたものであろう。一方、紂の虐政が人々を苦難に陥れたことを（炮烙の刑で罪人が火中に落ちる様に重ねつつ？）述べたとするなら、民の方がふさわしいであろう。後者の解をとることにする。偽古文だが書・湯誥に似た表現あり。「慄慄危懼、若將墮于深淵」。⑨【是剥是割】剥削の刑罰における用例として、時代は降るが晋書刑法志、西晋・劉頌の肉刑復活の議に「聖王之制肉刑、遠有深理、其事可得而言、非徒懲其畏剥削之痛而不為也、乃去其為惡之具……」とあり。

【訓読】天、五刑を降すは、惟れ夏の績、茲の平民を乱め、回ならず僻ならず。昔、蚩尤に在りて、爰に淫刑を作し、苗民に延べば、夏氏寧んぜず。穆王耄荒にして、甫侯伊れ謀り、五刑天に訓い、周は以て阜基す。厥の後、陵遲し、上帝孤みず、周は其の制を軽んじ、秦は其の辜を繁くす、五刑紛々として、遏むる靡く止むる靡し、寇賊山に満ち、刑者市に半ばす。昔、唐虞、刑を象り、天民是れ全うす、紂、炮烙を作り、民を

淵に墜とす。故に国を有つ者、何をか謂うと云う無く、是れ刖し是れ劓し、何をか害すと云う無く、是れ剥き是れ割き、惟れ虐げ惟れ殺せば、人其れ泰んずる莫し。殷は刑を以て顛れ、秦は酷を以て敗る。獄臣、理を司る、敢えて執謁に告ぐ。

【訳】天が五等の刑罰をお降しになつたのは、夏の立派な治績の賜物でございます。その結果、民々はよく治まり、邪な心を持たなくなりました。ところが昔、蚩尤の時代には淫虐な刑罰が制定され、三苗の民もその悪法に倣つたため、夏王朝は安寧でなくなりました。のち、周の穆王が年老いた時、甫侯は策謀して天理に則つた五等の刑罰を作り、その結果、周王朝は栄えたのでございます。その後、次第に世は衰頹し、天も乱れた世を顧みなくなりました。周は刑罰の制度を輕々しく運用するようになり、秦は罪の規定をあまた設けました。そのため諸々の刑罰が紛々として入り乱れ、罪を犯して刑にかかる者、止まる所を知らず、盜賊は山々に満ち、受刑者は市井の人の半ばにもなりました。昔を顧みるに、堯舜の時代には肉体を傷つけない象徴的刑罰によつて民々はその生を全うすることができました。一方、紂は炮烙のような残酷な刑を作り、そのため民は苦難の淵に突き落とされました。ですから、国の君主たる者がどんなんことを言ったか構いなしに足切り・鼻そぎの刑に処し、どんな悪いことをしたか構いなしに体を切り刻み、虐殺すれば、民は安らぐことができません。それが証拠に、殷は残酷な刑によつて倒れ、秦は酷薄な法によつて滅んだのです。わたくし、審理を掌る獄臣として、敢えて陛下に申し上げます。

翼翼太常^①、实（類聚・古文苑作寔）為宗伯^②、穆穆靈祇^③、寔廟奕奕^④、称秩元祀、班于群神^⑤、我祀既祇、我粢孔饁、匪愆匪忒、公尸（類聚作君子）攸宜^⑥、弗祈弗求、惟德之報、不矯不誣、庶無罪悔^⑦、昔在成湯、曷（古文苑作葛）為不弔、棄礼慢祖^⑧、夔子不祀、楚師是虜^⑨、魯人躋僖、臧文不悟^⑩、文墮太室、桓納郜貉^⑪、災降二宮、用誥不祧^⑫、故聖人在位、無曰我貴、慢行繁祭、無曰我材、輕身恃巫（初學記作筮）^⑬、東隣之犧牛、不如西隣之麦魚^⑭、秦殞望夷^⑮、隱斃鍾巫（類聚作靈）^⑯、常臣司宗、敢告執書（初學記作事）。〔芸文類聚四十九、初學記十二、古文苑・初學記は崔駰の作とす〕 *初學記は昔在成湯（慢行繁祭を略、類聚は弗祈弗求）慢行繁祭を略

①【翼翼太常】翼翼は礼儀の整った様（先掲司空箴注^⑰）、また厳勅なる様。詩・大雅・緜「作廟翼翼（鄭箋・廟成則嚴顯翼翼然）」。ここでは廟の嚴肅な様を讃えた後者の用例が近いであろう。②【实為宗伯】周礼・春官宗伯「乃立春官宗伯、使帥其属而掌邦礼、以佐王和邦国」。③【穆穆靈祇】穆穆は美なる様。詩・大雅・文王「穆穆文王（毛傳・穆穆、美也）」。靈祇の例は、やや時代は降るが曹大家・東征賦（文選九）「庶靈祇之靈照兮」。④【寔廟奕奕】章注：「魯頌（閟宮）、路寔孔碩、新廟奕奕。注、奕奕、校美也」。⑤【称秩元祀、班于群神】章注：「各称其宜而秩序之。班、列也。或曰称、举也、平声」。鄭氏曰：「書・酒誥、祝茲酒、惟天降命、肇我民、惟元祀。疏、元祀者、言酒用于大祭祀、見戒酒之深也、顧氏云、元、大也。句言当大祭祀之時、按照秩序、班列群神之位」。

称秩元祀は書・洛誥「惇宗将礼、称秩元祀、咸秩無文」。⑥【公尸攸宜】章注：「宗廟祭祀、有尸有祝。周詩（大雅鳴鶩）、公尸來燕来宜」。⑦【弗祈弗求・庶無罪悔】章注：「祭祀以祇敬為主、所以報德、非為祈福。周詩（大雅生民）、后稷肇祀、庶無罪悔、以迄于今」。⑧【昔在成湯・棄礼慢祖】章注：「孟子（滕文公下）、葛伯不祀、湯使人遺之牛羊、葛伯食之、又不祀、故湯征之」。⑨【夔子不祀・楚師是虜】章注：「左伝（僖二十一年）、夔子不祀祝融与鬻熊、楚師滅夔、以夔子帰」。⑩【魯人躋僖、臧文不悟】章注：「文三年、有事于太廟、躋僖公、三伝皆云逆祀也。孔子曰、臧文仲不仁者三、不知者三、居其其一」。文三年は二年の誤り。孔子曰云々は左伝。⑪【文墮太室、桓納郜貉】章注：「文十三年、太室屋壞。桓三年（二年の誤り）、取郜大鼎于宋、納于太廟。左氏曰、宋以郜大鼎賂公、納于太廟、非礼也」。文十三年の出来事について春秋三伝では、久しく修復せず祖祭を怠ったためとし、過去の桓三年の出来事との関連は示されない。⑫【災降二宮、用誥不祧】章注：「春秋哀三年五月辛卯、桓宮・僖宮災。夫子在陳、聞火曰、其桓・僖乎。杜預注、言桓僖親尽而廟不毀、宜為天所災」。祧について鄭氏は礼記祭法を引き、世数遠くして將に遷されんとする遠廟の意とし、不祧とは不遷なり、とする。⑬【慢行繁祭・輕身恃巫】晏子春秋・諫上「古者不慢行而繁祭、不輕身而恃巫」。鄭氏は、巫では韻が合わないので初學記に従い筮に作るべきとするが、揚雄官箴は常に韻を踏む訳ではなく、しかも典故が巫を作る以上、従えない。⑭【東隣之犧牛、不如西隣之麦魚】章注：「易既濟」、東隣殺牛、不如西隣之禴祭。注、東隣謂紂、西隣謂文王。何休

公羊伝注、夏曰約、薦尚麦魚」。夏曰云々は穀梁伝（桓八）范寧注にもあり。東隣を紂、西隣を文王とする説は、南宋初・李光の『読易詳説』に見え、王弼や虞翻の古注では未だ特定の史実に比定されない。¹⁵ 【秦殞望夷】衛尉箴の注¹⁶参照。⑯【隱斃鍾巫】章注：「魯隱公祭鍾巫、館于鳩氏、為賊所弑（左伝隱十一）」。

【訓説】翼翼たる太常、實に宗伯と為す、穆穆たる靈祇、寢廟奕奕たり、秩に称いて元いに祀り、群神を班つ、我が祀既に祇しみ、我が粢孔だ鑄あき、らかなり、憲あるに匪なずぬ、うに匪なず、公戸の宜しき攸、祈らず求めず、惟だ徳に之れ報ゆ、矯めず誣せず、罪悔無きに庶し。昔成湯に在りて、葛、不弔を為し、礼を棄て祖を慢ろにす、斐子祀らず、楚師に是れ虜わる、魯人僖を躋し、臧文悟らず、文の太室を墮せるは、桓の鄙賂を納るればなり、災は二宮に降り、用て不祧を誥しめり。故に聖人位に在りては、我れ貴しと曰いて行を慢ろにし祭を繁くする無く、我れ材ありと曰いて身を軽んじ巫に恃む無し。東隣の犧牛は西隣の麦魚に如かず、秦は望夷に殞ち、隱は鍾巫に斃れり。常臣、宗を司る、敢えて執書に告ぐ。

【訳】嚴肅なる太常の官、まことにこれ周の宗伯であります。うるわし

き靈妙な神やどる、みたまやの美しさ。位に応じて神々を配し、大いに祭りを挙げる時、我が祭祀はここにかしこく、我が供物はまことに潔らかでござります。先君のかたしろの善しとせられた所、決して罪とがを犯すことなく背くことなく、福利を神に祈り求めずとも徳ある者は必ずや報われ、神意を偽り曲げることなければ、まず罪過に陥ることはあります。その昔、殷の湯王の御代、葛伯は先祖の祭りを行わず、礼を棄

て先祖をないがしろにし「たため湯王の征伐を受け」ました。また斐子は、楚と共に通の先祖を祭らなかつたため、楚に囚われました。魯では文公の代、宗廟で僖公を閔公より上位に配し、時の執權の臧文仲はその非を悟りませんでした。文公の世に太室の屋根が壊れたのは、かつて桓公が宋より賄賂として受け取った鄆の大鼎を宗廟に納めたためであります。

また哀公の代、桓公と僖公の祀宮が火災にあったのは、それらが世代を経ていつまでも場所を移されなかつたことへの戒めでございます。ゆえに、聖人が位に臨めば、自らの高い身分を誇って驕慢な行いをし、華美な祭祀を挙げるようなことはなく、また自らの才能を誇って軽々しく振る舞い、巫覡を盲信するようなこともありません。東隣の祭りで豪華な牛の犧牲を供えるよりも、西隣の祭りで質素な麦魚を供える方がよろしいと易經にもございます。秦の二世皇帝はみだりに望夷宮で斎戒を行つたために殺され、魯の隱公は鄭の大夫である尹氏の守護神・鍾巫を祭り、ために鳩氏の館にて殺されました。わたくし、宗廟を掌る常臣として、敢えて陛下に申し上げます。

少府箴

実寔少府^①、奉養是供、紀経九品、臣子攸同^②、海内幣帑、祁祁如雲^③、家有孝子、官有忠臣^④、共僚率旧^⑤、聖則越遵^⑥、民以不擾、國以不煩、昔在帝季、癸辛之世、酒池糟牕、而象箸以噬^⑦、至于耽樂流湎、而妲末作祟^⑧、共寮不御、不恢夏殷、喪其國康、而卒以陵遲、嗜不可不察、欲不可不囁、未嘗失之于約、常失于奢、府臣司共、敢告執觚^⑨。（古文苑）

①【実寔少府】詩・魯頌・閼宮「閼宮有恤、寔寔枚枚（毛伝：寔寔、広

大也)」。②【奉養是供……臣子攸同】章注：「言上奉養一人、与下以廩給百官、財用實相通」。經紀九品の九品、他では漢書敘伝に「篇章博舉、通于上下、略差名號、九品之敘、述古今人表第八」とあるのが初見で、九品官制の行われた後世とは違い、人品のランクの意。ここも章樵が解したと思われる百官の意では未だなく、諸々の事物といった意味であろう。臣子攸同も天子と臣下、両者に財が通用されるといった意味ではなく、後に孝經を意識したと思われる箇所があるので、臣の君に仕えると、子の親に仕えるとが相い同じとの意であろう。そもそも少府は専ら天子への奉養を行い、臣下への廩給を掌る大司農とは系統を異にする。加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との区別並に帝室財政一斑」(支那經濟史考証)上巻、東洋文庫、一九五二年)参照。③【祁祁如雲】詩・大雅・韓奕「諸娣從之、祁祁如雲(毛伝・祁祁、徐覩也。如雲、言衆多也。)」但し祁祁をゆるやか、と解しては文意が通じない。詩・幽風・七月「采蘋祁祁(毛伝・祁祁、衆多也)」に拠り衆多の意とするのがよからう。④【家有孝子、官有忠臣】類例として孝經・士章「以孝事君則忠」。⑤【共僚率旧】共僚の語、他に類例を見ず。共は恭や供に通じるが、この箴では後者、供用を掌る臣僚の意であろう。⑥【聖則越遵】章注：「聖立則度所當遵守。越與粵同」。⑦【癸辛之世……而象箸以噬】章注：「癸、桀名、辛、紂名。二君淫酒、以酒為池、積糟為隄。又紂為象箸而簾子唏」。酒池糟隄については韓詩外伝卷一、新序卷六・卷七に桀の事跡として見え、史記殷本紀では酒池が紂の事跡として書かれる。なお鄭氏が「按、噬、噉也」とするように、簾子唏く、は噬の説明として不適。

大也)」。②【奉養是供……臣子攸同】章注：「言上奉養一人、与下以廩給百官、財用實相通」。經紀九品の九品、他では漢書敘伝に「篇章博舉、通于上下、略差名號、九品之敘、述古今人表第八」とあるのが初見で、九品官制の行われた後世とは違い、人品のランクの意。ここも章樵が解したと思われる百官の意では未だなく、諸々の事物といった意味であろう。臣子攸同も天子と臣下、両者に財が通用されるといった意味ではなく、後に孝經を意識したと思われる箇所があるので、臣の君に仕えると、子の親に仕えるとが相い同じとの意であろう。そもそも少府は専ら天子への奉養を行い、臣下への廩給を掌る大司農とは系統を異にする。加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との区別並に帝室財政一斑」(支那經濟史考証)上巻、東洋文庫、一九五二年)参照。③【祁祁如雲】詩・大雅・韓奕「諸娣從之、祁祁如雲(毛伝・祁祁、徐覩也。如雲、言衆多也。)」但し祁祁をゆるやか、と解しては文意が通じない。詩・幽風・七月「采蘋祁祁(毛伝・祁祁、衆多也)」に拠り衆多の意とするのがよからう。④【家有孝子、官有忠臣】類例として孝經・士章「以孝事君則忠」。⑤【共僚率旧】共僚の語、他に類例を見ず。共は恭や供に通じるが、この箴では後者、供用を掌る臣僚の意であろう。⑥【聖則越遵】章注：「聖立則度所當遵守。越與粵同」。⑦【癸辛之世……而象箸以噬】章注：「癸、桀名、辛、紂名。二君淫酒、以酒為池、積糟為隄。又紂為象箸而簾子唏」。酒池糟隄については韓詩外伝卷一、新序卷六・卷七に桀の事跡として見え、史記殷本紀では酒池が紂の事跡として書かれる。なお鄭氏が「按、噬、噉也」とするように、簾子唏く、は噬の説明として不適。

⑧【姐末作祟】章注：「姐^己、末喜、桀紂之嬖妾」。荀子解蔽篇、史記外戚世家など。国語晋語では妹喜に作る。⑨【府臣司共、敢告執觚】章注：「共与供同。觚、酒器有稜者」。

【訓読】実実たる少府、奉養を是れ供し、九品を紀経す、臣子の同じき攸なり。海内の幣帑、祁祁として雲の如し、家に孝子有り、官に忠臣有り、共僚旧に率い、聖則越に遵わる、民は以て擾れず、國は以て煩わず。昔、帝季、癸辛の世に在りて、酒池糟隄し、而して象箸もて以て噬う。耽樂流湎し、而して姐末祟を作し、共寮御せず、夏殷を恢いにせず、其の国康を喪い、而して卒に以て陵遲せるに至る。嗜は察せざる可からず、欲は図らざる可からず、未だ嘗て之を約に失わず、常に奢に失う。府臣、共を司る、敢えて執觚に告ぐ。

【訳】広大なる少府の官、天子に供用し奉り、あまたの品々をつかさどるその臣下としてのつとめは、あたかも子が親に仕えると同じでござります。天下からは雲の如くにあまたの貨幣が集い、家々では孝子が親に仕え、それと同様に朝廷では忠臣が主君に仕え、供用を掌る臣下は旧来のしきたりに従い、聖人の規範はここに遵守され、かくして民々は治まり、國は安寧となりましよう。しかし昔、五帝の世もすえ、桀や紂の時代には、酒池や酒粕の堤を作り、象牙の箸で喰らう贅沢を繰り広げました。そしてついには、宴樂に耽ったあげくに姐^己や末喜が害をなし、供用を掌る臣下は御物の献上を行わなくなり、こうして夏や殷は衰えて国の安寧を失し、ついに滅びたのでござります。嗜欲はよくよく留意して節制せねばなりません。今まで僕約ゆえに失敗したためしはなく、贅沢

ゆえに失敗するのが常でござります。わたくし、公用を掌る府臣として、
敢えて陛下に申し上げます。

執金吾箴

溫溫唐虞、重襲（案二句有脫）、純孰（案此句有脫）、經表九德、張設武
官^①、以御寇（古文苑作寢）賊^②、如虎有牙、如鷹有爪^③、國以自固、獸
以自保、牙爪蕙蕙、動作宜時、用之不理、寔反生災^④、秦政暴戾、播其
威虐、亡其仁義、而思其殘酷、猛不可重任、威不可獨行、堯咨虞舜、惟
思是尚^⑤、吾臣執金^⑥、敢告執璜。（古文苑）

〔温温湯湯（張設武官）〕章注：「楊子（法言孝至篇）、溫溫乎、其和可
知。言重熙累治之世、武臣亦不可廢。虞書（皋陶謨）、九德咸事、俊乂
在官」。法言の引用箇所は、唐・虞・成周を指して述べたもの。温温は、
例えば詩・大雅・抑「温温恭人、維德之基（毛伝：温温、寛柔也）」。嚴
可均は重襲、純孰のそれぞれ下に脱字を想定するが、重襲純孰とつなげ
て意味は通り（鄭氏も指摘）、かつ孰・徳・賊で脚韻を踏む。但し四字
句一対ずつの構文とすれば一句が（韻から見て恐らく経表の前に）脱落
しているようではある。②【以御寇賊】全上古は意を以て改めてか寇に
作り、鄭氏もそれに従う。③【如虎有牙、如鷹有爪】章注：「詩・祈父、
予王之爪牙」。④【牙爪蕙蕙（実反生災）】章注：「蕙蕙、銛利之貌、言威
武不可輕用」。蕙とは慎懼せる様（論語泰伯「慎而無礼則蕙」、何晏曰、
蕙、畏懼之貌）、故に蕙蕙とは爪牙の臣が任を重んじ身を慎む様子と解
した方がよかろう。⑤【惟思是尚】章注：「思字当作欽」。章樵は恐らく
尚書の語法を意識したのであろうが、思のままでも意は通じ、敢えて文

字を改める必要はない。⑥【吾臣執金】章注・「拠此則応劭之説是」。応劭の説とは、この箴の冒頭で章樵が挙げる漢書百官公卿表注（やや節略）。「応劭曰、吾、禦也、執金革以禦非常。顏師古曰、金吾、鳥名也、主辟不祥、職主先導、執此鳥之象、因以名官」。

【訳】溫柔なる堯・舜は相次いで醇厚の徳を継ぎ、かの九つの徳に則つて武官を設け、内外の敵への防護といたしました。その様はさながら虎の牙の如く、鷹の爪の如く、ここに国は獸が自らを守るように警護を固めました。爪牙の臣は大任をかしこみ、その挙動は時宜に適つております。しかしその任用が制御を失すれば、逆に災いを生むことになります。暴戾なる始皇帝は威虐をほしいままにし、仁義の徳を欠いてひたすら残酷な行いにつとめました。勇猛の者には重い任を与えてはなりません。威權は一人で執り行つてはなりません。堯は舜に相談し、任せます。武器を掌る吾臣として、敢えて陛下に申し上げます。

将作大匠箴

侃侃将作^①、經構宮室、牆以禦風、宇以蔽日、寒暑攸除、鳥鼠攸去^②、王有宮殿、民有宅居、昔在帝世、茅茨土階、夏卑宮觀、在彼溝洫（類聚作池）^③、桀作瑤台、紂為璇室^④、人力不堪、而帝業不卒、詩詠宣王、由儉改奢^⑤、觀豐上六、大屋小家^⑥、春秋譏刺、書彼泉台、兩觀雉門、而魯以不恢^⑦、或作長府、而閔子以仁（古文苑作不仁）^⑧、秦築驪阿、贏姓以顛^⑨、故人君無云我貴、棟題是遂^⑩、母云我富、淫作極遊、在彼牆屋、而忘其國戮^⑪、作臣司匠、敢告執獻。（芸文類聚四十九、古文苑）＊類聚は「秦築」以下を略

①【侃侃將作】侃侃は和樂の様。論語鄉党「朝与下大夫言、侃侃如也（何注・孔（安国）曰、侃侃、和樂之貌）」。②【寒暑攸除、鳥鼠攸去】章注：「詩・斯干、風雨攸除、鳥鼠攸去」。③【昔在帝世～在彼溝洫】章注：「堯舜之世、茅茨不剪、土階三尺（韓非子五蠹、淮南子主術訓、史記李斯列伝・太史公自序）。論語（泰伯）、禹卑宮室而尽力乎溝洫」。太史公自序の正義に曰く「屋蓋曰茨、以茅覆屋」。④【桀作瑤台、紂為璇室】淮南子本經訓「晚世之時、帝有桀紂、「桀」為璇室・瑤台・象廊・玉牀（高誘注・璇・瑤、石之似玉、以飾室台也…）、紂為肉圃・酒池…」。淮南子では瑤台璇室いづれも桀の事跡とされる。⑤【詩詠宣王、由儉改奢】章注：「詩・斯干、宣王考室也、其詩曰、築室百堵、西南其戶。又曰、上莞下簾、乃安斯寢。皆儉約之制也」。斯干について毛序では「宣王考室也」とするのみだが、魯說では宣王の儉約を讃えたものとされ、その一例証として王先謙は本箴や張衡東京賦「改奢即儉、則合美乎斯干」を挙げる（詩三家義集疏）。⑥【觀豐上六、大屋小家】章注：「易豐卦、

上六、豐其屋、蔀其家」。屋を大、家を小とする説は王弼注ではなく、周易集解引く虞翻の注に見える。「豐大、蔀小也、三至上体大壯屋象、故豐其屋。謂四五已變、上動成家人。大屋見則家人壞、故蔀其家…」。
⑦【春秋譏刺～魯以不恢】章注：「春秋文十六年、毀泉台。定二年、新作雉門及兩觀。公羊子皆曰譏」。雉門は公宮の南門、兩觀は闕（穀梁定二、范寧注）。定公二年の事について、公羊傳では五月に焼けた雉門・兩觀を十月にやっと再建したことが、久しく公室の事を怠ったとして非難される。一方穀梁傳では、再建されたそれらが法度を超えて盛大であったことが不正とされる。ここでは、盛大な造営を戒める前後の文脈より、後者に従うのがよいであろう。⑧【或作長府、而閔子以仁】章注：「論語（先進）、魯人為長府、閔子曰、何必改作。蓋譏其廣府庫為富不仁也」。以仁、不仁どちらでも意味は通じるが、文脈上後者がふさわしいであろう。⑨【秦築驪阿、贏姓以顛】章注：「秦役作驪山、又築阿房宮、未成而秦亡。史記、秦之先是為柏翳、舜賜姓贏氏」。⑩【棟題是遂】孟子・尽心下「堂高數仞、棟題數尺、我得志弗為也」。⑪【在彼牆屋、而忘其國戮】孟子・離婁下を意識か。「曾子居武城、有越寇。或曰、寇至、盍去諸。曰、無寓人於我室、毀傷其薪木。寇退、則曰、修我牆屋、我將反。」

【訓詁】侃侃たる將作、宮室を経構す、牆は以て風を禦ぎ、宇は以て日を蔽い、寒暑の除かる攸、鳥鼠の去る攸、王に宮殿有り、民に宅居有り。昔、帝世に在りては、茅茨土階す、夏は宮觀を卑くし、彼の溝洫に在り。桀は瑤台を作り、紂は璇室を為す、人力堪えず、而して帝業卒えず。詩

は宣王の、僕に由りて奢を改むを詠ず、豊の上六を觀るに、屋を大にし家を小にす、春秋譏刺し、彼の泉台を書す、両觀雉門もて、魯は以て恢いならず、或いは長府を作し、而して閔子以て不仁とす、秦は驪阿を築き、贏姓以て顛る。故に人君、我れ貴しと云いて、棟題を是れ遂ぐる無く、我れ富みたりと云いて、淫作極遊する母し。彼の牆屋に在りては其の国戮を忘る。作臣、匠を司る、敢えて執猷に告ぐ。

【訳】和やかな将作の官、宮室の造営がその任でございます。塀が風を防ぎ、屋根が日を遮り、寒暑は取り除かれ、鳥や鼠の害なき所として、王には宮殿が、民には住まいがござります。昔、帝堯や帝舜の世、宮殿の屋根を覆う茅や茨は切りそろえられず、土の質素な階あるのみでした。また夏の時代にも宮室は低く作られ、代わりに帝王は治水につとめたものであります。しかし桀や紂は美石でできた豪奢な台室をしつらえ、民はその労役に耐えず、かくして帝王としての治業を全うし得ませんでした。詩経には周の宣王が奢侈を改め儉約につとめたことが讃えられ、易の豐卦上六爻の辞には屋根を盛大にすれば家をそこなうことが戒められます。春秋には、魯の莊公が泉台を作った上、それを文公の時代に壞したことなどが再度非難され、また定公の時、再建された公宮の南門と双闕が法度を越えて盛大であったことが咎められております。これらのため、魯はついに衰亡したのでござります。また昭公の時には長府の蔵を新たに造り、閔子騫はそれを不仁として難じました。秦は驪山や阿房宮を築き、ために贏姓の国を喪いました。それゆえ人君たるもの、自らの富貴を奢つて長いたるきを渡したり、むやみな造営を行い遊宴の限りを尽く

すようなことがあつてはなりません。塀や家屋のことばかり気にしては、国難を忘れるものでございます。わたくし、造営を掌る作臣として、敢えて陛下に申し上げます。

城門校尉箴

幽幽山川^①、徑塞九路^②、盤石唐芒^③、襲險重固、国有城溝、家有枅柵^④、各有攸堅、民以不虞、德懷其内、險難其外、王公設險、而承以盤蓋^⑤、昔在上世、有殷有夏、癸辛不德、而設夫險阻、湯武爰征、而莫遏莫禦^⑥、作君之危^⑦、不可德少、而城溝伊保、不可德希、而城溝是依、唐虞長德、而四海永懷、秦恢長城、而天下畔乖、尉臣司城、敢告在階。（古文苑）

①【幽幽山川】詩・小雅・斯干「秩秩斯干、幽幽南山（毛伝：幽幽、深遠也）」。②【徑塞九路】淮南子・要略「禹之時、天下大水、……剔河而道九岐、鑿江而通九路」、太玄・裝「次六、經六衢、周九路（王涯曰、六衢九路、無所不歷…）」。前者、禹が開削した長江水系の九水路よりも、後者、天下遍く通ずる道の方がここではふさわしい。③【盤石唐芒】鄭氏曰：「盤石、即磐石、即盤薄大石。唐芒、廣大貌」。④【家有枅柵】易・繫辭下「重門擊柝、以待暴客」を意識か。柵について張氏は「当作柵」とし鄭氏は「蘇人謂柵（矩か拒の誤植）」曰柵、読巨」とする。周礼・天官・掌舍「設柵桓再重」の鄭玄注に「故書柵為柵」とあり、孫诒讓は「蓋交木為行馬謂之柵、樹木為藩落謂之柵、二者皆以備守衛、故經並舉之」とし、その一例証として本箴を挙げる（周礼正義）。意味上は張氏説が正しそうだが、文字を改める必要はないであろう。⑤【王公設險、而承以盤蓋】章注：「易坎卦、王公設險以守其国。盤所以籍其下、蓋所

以護其上、言先王以德覆露斯民而安集之、猶器之有盤蓋、不獨恃城池以為德」。⑥【有殷有夏】而莫過莫禦】章注：「説苑（貴德篇）、呉起對魏武侯曰、夏桀之居、左河濟、右太華、伊闕在其南、羊腸在其北、修政不仁、湯放之。殷紂之國、左孟門、右太行、常山在其北、太河經其南、修政不德、武王征之。由此觀之、在德不在險」。同じ話は史記呉起列伝等にもあり。⑦【作君之危】章注：「書（偽太甲）、無安厥位、惟危」。

【訓読】幽幽たる山川、九路を徑塞す、盤石唐芒たりて、險しきを襲き固きを重ぬ、国に城溝有り、家に柝柜有り、各おの堅き攸有り、民は以て虞れず。徳は其の内を懷かしめ、險は其の外を難くす、王公險を設け、而して承くるに盤蓋を以てす。昔、上世、有殷有夏に在りて、癸辛徳ならず、而して夫の險阻を設く、湯武爰に征し、而して遏むる莫く禦ぐ莫し、君の危を作せり。徳少なくして、而して城溝を伊れ保つ可からず、徳希にして、而して城溝に是れ依る可からず。唐虞、徳を長じ、而して四海永に懷く、秦、長城を恢いにして、而して天下畔乖せり。尉臣、城を司る、敢えて在階に告ぐ。

【訳】深遠なる山川が天下の道々をめぐり阻み、茫洋たる巨岩が幾重にも天然の要害を重ねるように、国には城壁と堀が、家々には拍子木と木柵が備わり、かようにそれぞ堅き守りがあればこそ、民は憂いなく暮らせるものでござります。徳は国の中を慕わしめ、險難は國の外を斥けるもの、ゆえに王公は険しい要害を設ける一方で、盤もて受け蓋もて覆うように、徳によつて民を慈しんだのでござります。上代、夏殷の時代、桀や紂は徳に悖り、かの要害を設けましたが、湯王や武王の征伐を受け

るや、その軍勢を防ぐことができませんでした。これも君主として危うき道を行つた結果であります。徳少なくして、城や堀だけで自らを保つことはできません。徳乏しくして、城や堀だけを頼りにすることはできません。堯舜は徳を養つたために、天下が懷慕いたしました。秦は長城を大いに築いたために、天下が離反いたしました。わたくし、城を掌る尉臣として、敢えて陛下に申し上げます。

太史令箴

昔在太古、爰初肇記、天地之紀、重黎（商務印書館影印宋本御覽作離）是司^①、降及唐虞、乃命羲和、欽若昊天^②、百政攸宜、夏帝不慎、羲和不令、湎時乱日^③、帝旅爰征、庶寮至殷、唯天為難^④、夏氏驥德、而明神不蠲^⑤、（太平御覽二百三十五）

①【天地之紀、重黎是司】史記・太史公自序「昔在顓頊、命南正重以司天、北正黎以司地、唐虞之際、紹重黎之後、使復典之、至于夏商、故重黎氏世序天地」。②【乃命羲和、欽若昊天】書・堯典「乃命羲和、欽若昊天、曆象日月星辰、敬授人時」。③【羲和不令、湎時乱日】史記夏本紀「帝中康時、羲・和湎淫、廢時乱日、胤往征之、作胤征」。書・胤征の序にもあるが、これは偽古文。④【唯天為難】詩・大雅・大明「天難忱斯、不易維王」。⑤【明神不蠲】詩・大雅・雲漢「敬恭明神、宜無悔怒」。

【訓読】*所々、文に欠落があるようだが、一応このままで読んでおく。昔、太古に在りて、爰に初めて記を肇め、天地の紀をば、重黎是れ司る。降りて唐虞に及び、乃ち羲和に命じ、欽んで昊天に若い、百政の宜しき

攸なり。夏帝慎まず、義和令ならず、時に澁れ日を乱す、帝旅爰に征し、庶寮殷に至る。唯れ天を難きと為す、夏氏徳を贋け、而して明神鑄らかならず、

【訳】はるか昔、書記のことが始まつた時、天地の記録を掌つたのは重と黎でございました。世が降り堯舜のときには、羲氏と和氏に命じて、大いなる天に則「り暦を作」らしめ、ここに諸政はその宜しきを得ました。しかし夏の帝は行いを慎まず、羲和の官にありし者も酒に惑溺し、時刻暦日のことを乱しました。かくして上帝の命を受けた軍に征伐され、僚属らは夏を去り殷へ赴いたのでございます。天命は去就常ならず信を置き難きもの、ただ徳のある所に与いたします。夏は徳を捨て、神事をおろそかにしたために……

本稿は、平成14年度科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。